

(仮称) 杉並の家浜田山一丁目保育園建設 実施設計・監理業務

プロポーザル実施要綱

平成 31 年 4 月 8 日
社会福祉法人けいわ会

1. プロポーザルの目的

当該施設的设计についてはすでに基本設計に着手しているところではありますが、実施設計・監理業務を発注するにあたって、定められたスケジュールの中で業務を履行できる能力のある設計者を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により設計者を選定するものです。

2. 設計者の資格

- ・設計者の資格：建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者又は同等の能力を有すると認める者。
- ・地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ・平成 21 年 3 月以降に日本国内で竣工し、または実施設計を完了した延べ床面積 500 m² 以上の保育施設等の新築、増築または改築の実施設計をした実績を有すること。
- ・社会福祉法人けいわ会の役員・職員と特定の関係のない者。
- ・提出意思確認書提出時点で、東京都より指名停止処分を受けていないこと。

3. 業務内容及び事業計画

- (1) 事業計画名：(仮称) 杉並の家浜田山一丁目保育園建設工事
- (2) 業務名：(仮称) 杉並の家浜田山一丁目保育園建設工事实施設計・監理委託
- (3) 業務内容：(仮称) 杉並の家浜田山一丁目保育園建設工事实施設計・監理業務一式

※詳細は、委託業者特定後の打ち合わせにおいて決定します。

(4) 施設概要

<基本条件>

定員 108 名(1 歳児～5 歳児)

本事業は児童福祉法に規定する児童福祉施設であるため、児童福祉施設最低基準および宮城県東京都が定める「保育所の設置認可審査要領」、建築基準法及び建築基準法施行令、消防法等に定める基準を遵守することが求められている。

<施設>

所在地 東京都杉並区浜田山一丁目 3 3 番

建築面積 575 m²

- ・用途地域 第一種低層住居専用地域

<基本設計の概要>

けいわ会法人本部へお問い合わせください。

90 名定員 108 名

1 歳児 18 人

2 歳児 18 人

3 歳児 24 人

4 歳児 24 人

5 歳児 24 人

計 108 人

<期間>

平成 32 年 4 月 1 日開所となる保育所の建設に係る事業です。

実施設計期間及び工期については 1 月下旬の竣工が必須条件となります。

詳細スケジュールは契約後に協議いたします。

4. プロポーザル提案内容

当該施設の提案に当たっては、「技術提案書」で次のことを記載すること。

(1) 総括責任者の実績：総括責任者の経歴、資格、類似業務の経験等（様式自由）

・業務実績は「認可保育所・こども園」

・業務実績は「過去 10 年間」の同等レベルのものを記載して下さい。

・業務実績には「設計・監理」とも携わったものに限って記載して下さい。

(2) 設計の取組方針：以下の点を網羅する内容とする。（様式自由）

① 短期間での設計業務履行のために必要と考えること。

② 保育所の実施設計・監理にて特に重要と考えること。

③ 建築主との打合せの方針について特に重要と考えること。

(3) 提出書類

社会福祉法人けいわ会法人本部まで郵送にて提出してください。

・提出期限 平成 31 年 4 月 24 日（水）までに社会福祉法人けいわ会 法人本部へ郵送してください。

5. プロポーザル参加手続等

(1) 参加表明書

・参加表明書は社会福祉法人けいわ会法人本部へお問い合わせください。

・提出期限 平成 31 年 4 月 15 日（月）までに社会福祉法人けいわ会 法人本部へ郵送してください。

住所 東京都杉並区浜田山 4-31-5 澤津 宛

(2) 現場説明

・現場の状況を視察したい場合は、現地をご自身で確認お願いします。法人側でのご説明は特にいたしません。

(3) 技術提案書

- ・提出期限 平成31年4月24日(水) 17:00
- ・提出部数 1部

(4) 法人本部(提出先)

〒168-0065 東京都杉並区浜田山4-31-5
社会福祉法人けいわ会 杉並の家保育園 園長 澤津 弘
TEL 03-6795-7171 FAX 03-3316-0732
E-MAIL アドレス: keiwakai@gray.plala.or.jp

(5) 提出方法

- ①提出参加表明書は前述の通り。
- ②技術提案書関連書類は、設計事務所名、代表者名、住所及び連絡先(電話番号、FAX番号、E-MAILアドレス等)を明記した封筒に入れて、郵送とする。

6. 業務委託契約等

提出のあった技術提案書の評価を社会福祉法人けいわ会にて行い、実施設計・設計監理を行う事業者を決定する。

7. 審査について

- (1) 審査は、社会福祉法人けいわ会にて行う。

8. 失格事由

次の各号に該当する場合は、失格とし、審査の対象としない。

- ① 提出期限内に提出されなかった場合
- ② 提出書類に不備があった場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合

以上